

【合同開催】

デジタルアーカイブ全体戦略ワーキンググループ（第3回） 実務者検討委員会（第11回）

日時：令和3年9月2日（木） 16時00分～18時10分

場所：オンライン及び国立情報学研究所12階1208講義室

議事：

デジタルアーカイブ全体戦略ワーキンググループ（第3回）

(1) 制度的課題の最新動向について

- ・改正著作権法について
- ・肖像権ガイドラインについて

実務者検討委員会（第11回）

- (1) デジタルアーカイブ関連予算について
- (2) ワーキンググループの意見の概要について
- (3) ジャパンサーチ戦略方針について
- (4) その他

開会

○事務局 それでは、ただいまから、全体戦略ワーキンググループ（第3回）と実務者検討委員会（第11回）の合同会合を始めさせていただきますと思います。

今回も、新型コロナウイルス感染症防止対策としまして、基本オンライン開催としながら、一部フィジカルを併用させていただいております。慣れていらっしゃるとは思いますが、オンラインで御参加の皆様には、ミュートの設定、それから、発言時には御自身でのミュート解除での御発言、または手を振るなどして、お知らせいただくようお願いしたいと思います。

それから、フィジカルに御参加の方におかれましては、御発言の際にはお名前を名乗っていただきますと、オンラインの方にも発言者が分かりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、本日は会議に先立ちまして、当方の塩原参事官から一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします、

○塩原構成員 この7月より、田淵の後任といたしまして、内閣府知財事務局コンテンツ振興担当の参事官を拝命いたしました塩原と申します。実務者検討委員会は今回初参加させていただきますが、委員の先生方におかれましては、従来より、デジタルアーカイブ社会の実現に向けた政府の取組に対し様々な御助言を賜っており、厚く御礼申し上げます。

昨年8月にジャパンサーチ正式版を公開し、そして、これまで3カ年の総括の報告書をおまとめいただいた後にも、残された課題について引き続き精力的に御審議を賜っていたいておりますことを非常にありがたく思っているところでございます。

この間、コロナとの戦いは長期戦にもなっておりまして、困難の中におきまして、テレワークでございますとか、遠隔教育でございますとか、物理的制約にとらわれないデジタルアーカイブの本領を發揮するような場面での利活用が広がってきているところでもございまして、デジタルアーカイブのニーズが顕在化してきている現実があるわけでもございます。

政府といたしましても、こういった状況に対応いたしまして、例えば、今年の通常国会におきましては著作権法の一部改正法を出していただきました。国立国会図書館が所蔵する絶版資料について、これを家庭にまで配信できるような、デジタル化された書籍、絶版資料を配信できるような著作権の関連規定の整備などの内容を盛り込ませていただきまして、デジタルアーカイブ社会の実現に向けた条件整備をまた一歩進めたというところのそういった取組を進めているところでございます。

また昨日には、デジタル庁も発足いたしまして、デジタル社会の実現というのは、今、政府全体の重要課題になっているところでもございますが、委員の先生方に引き続き、残された課題を、これは非常に重要であり、かつ、難しくもある課題が多く残されているかと思っておりますが、地域のデジタルアーカイブ機関への支援などを含めまして、今後の取組について引き続き積極的な御議論をいただければありがたいと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入ります前に配付資料の確認をさせていただきたいと思っております。

事前にお送りさせていただいておりますが、

資料1 著作権法の一部を改正する法律について

資料2 肖像権ガイドラインの解説

資料3 令和4年度デジタルアーカイブ関連予算の概況

資料4 デジタルアーカイブ全体戦略ワーキンググループ及びジャパンサーチワーキンググループの意見の概要について（案）

資料5 ジャパンサーチ戦略方針（案）

資料6 デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の開催について（改定案）

資料7 デジタルアーカイブ全体戦略ワーキンググループ及びジャパンサーチワーキンググループの開催について（改定案）

参考資料1 有志会合における主な意見

以上、8点になります。過不足がございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

本日の出欠状況につきましては、お送りさせていただいた一覧表のとおりでございます。
それでは、ここから先の進行は高野座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

全体戦略ワーキンググループ（第3回）

（1）制度的課題の最新動向について

- ・改正著作権法について

○高野座長 よろしくお祈いします。

早速、議事に入らせていただきます。

今日は、前半が全体戦略ワーキンググループの会合で、多分30～40分かかると思いますが、その後、実務者検討委員会に入らせていただきます。

まず、全体戦略ワーキングですけれども、今日の議題は「制度的課題の最新動向について」ということで、先般成立した改正著作権法について、文化庁の著作権課より御説明いただきます。また、デジタルアーカイブ学会の法制度部会副部会長の数藤さんにご参加いただいておりますが、最近、肖像権についてのガイドラインをまとめられたので、今日は、それについて解説をお願いすることになっています。

それでは、文化庁より資料1について10分ほど御説明をお願いいたします。

○文化庁著作権課 文化庁著作権課の小倉と申します。

それでは、お配りさせていただいております資料1「著作権法の一部を改正する法律について」に沿って御説明いたします。

先ほど塩原参事官からも少しお話がございました。スライドの右下にページ番号を振ってございますが、スライド1です。今般の改正は大きく2点ございまして、1つは、図書館関係の権利制限規定の見直し、2つ目が、放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化というものでございます。

スライド1枚目の上半分が図書館関係で、図書館関係は2点ございます。1つは、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信、2つ目が、図書館等による図書館資料のメール送信でございます。また、後半の「2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」。今日はこれらについて順を追って説明します。

それでは、スライドの3ページを御覧ください。今回の図書館関係の権利制限規定の見直しでございます。中段にございますように「国民の情報アクセスを充実させる」というところです。制度改正の全体像は先ほど申し上げたとおりですが、個々に御説明します。

スライドの4ページを御覧ください。一番上に絵がございます。まず、国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信は、現行は、国立国会図書館から一部の図書館等のみ送信可能になっておりまして、利用者はお近くの図書館等に行ってこれを閲覧することが必要になっておりました。今般の改正では、この国立国会図書館から、各家庭で個

人の方がこういった資料を閲覧することができるようにするといったものになります。

主な改正内容は、下半分に【改正内容】という欄がございますが、国立国会図書館が絶版等資料のデータを、事前登録した利用者に対して直接送信できます。利用者は国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できるようになるというものでございます。

ここで絶版等資料について御説明を進めたいと思います。資料のスライド5を御覧ください。こちらの絶版等資料ですが、1行目にありますように「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」と定義しておりまして、「絶版」は例示でございまして、一般に入手することが困難かどうかといった形で判断されます。「絶版等資料」になる場合の例、ならない場合の例がそちらにございます。右側の一番上にありますように、ならない例として、例えば、紙の書籍は絶版とされていますが、電子出版されている場合、これは手に入りますので「絶版等資料」にはならないというものです。

こういった具体的な運用とかにつきましては、そのページの下半分に「関係者間協議に基づく運用」と書いてございますように、関係者間、国会図書館であるとか権利者団体といったところで相談の上、運用を決めている。具体的には、法律上、全ての著作物は送信することが可能になってございますが、例えば漫画、商業雑誌につきましては、今のビジネスにも影響があるということで、取扱いを留保・除外するといった運用があります。また、その他の図書につきましても、国立国会図書館のほうで、この絶版等資料に当たるかどうかというところで、入手可能性調査であるとか、事前の除外手続、事後の除外手続、こういった3段階の手続を行うことで、絶版等資料であることの確認であるとか、権利者の利益を不当に害しないこと、こちらを担保しているものでございます。

スライド6を御覧ください。こちらは、一般の図書館等による図書館資料のメールなどの公衆送信になります。図書館にある資料は、今は紙での閲覧はもちろんできますが、郵送サービス、複写サービスなども行っています。複写サービスは現行できたのですが、この複写を、紙のコピーではなくてメールなどで送信できる形にするものが今般の改正です。メールは例示であって、例えば先ほどみたいに図書館のホームページに載せて閲覧するとか、ダウンロードボックスを設けてするといったことを可能にするものです。

ただ【改正内容】にございますように、こちらは絶版等資料と違いまして、当然、今、流通されている資料、書籍が対象になる可能性もありますので、一定額の補償金を支払うことがセットになってございます。

次のスライドを御覧ください。【権利者保護のための厳格な要件設定】とあります。図書館で全ての資料をあまねく自由に送信してしまうと、通常の図書が売れなくなったりしますので、(1) 正規の電子出版等の市場との競合防止の観点で、法律上、著作権者の利益を不当に害することとなる場合には、公衆送信を行うことができないようただし書を設けております。

ただ、※印にありますように、こちら関係者によるガイドラインを作成予定となっております。

(2)、利用者がデータを得た後、不正にそれを拡散してしまうと、権利者にとって多大な影響がありますので、データ不正拡散等の防止であるとか、または(3)、図書館に適正な運用を促すといったことを課しております。

次のページを御覧ください。先ほど図書館資料の公衆送信に当たっては補償金が必要という話をしましたが、こちらは補償金に関するスキームになります。こちらは、いろいろな図書館資料を活用されることも想定されますので、個々の権利者が一人一人補償金をとると使い勝手も悪いということで、文化庁の認可を受けました指定管理団体が、図書館の設置者の代表といった方々を介して補償金の支払をうけることとなっています。

ただ一番下の絵に「利用者(受益者)」とありますように、利用者が使う際に図書館に補償金を配りまして、図書館は送信実績とともに補償金を指定管理団体にまとめて払う、指定管理団体が各権利者にしっかり分配する、このような仕組みとなっております。

次のページのスライド9は「補償金の料金体系・金額に関する基本的な考え方」とあります。これは、今後、指定管理団体が手続を経て決めまして文化庁が認可することになりますが、現時点でのイメージを書いております。これは後ほど御覧ください。

続きまして、資料の10ページを御覧ください。「放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化」についてです。

次のスライド11を御覧ください。こちらは、視聴者の利便性のためにということで、著作権法上は放送行為とインターネット上に乗せる公衆送信で、権利に一部差があるところがございます。今回は、放送だけではなくて、この同時配信と追っかけ配信、あと、一定期間の見逃し配信を対象にするというところがございます。

こちらについて、次のスライド12を御覧ください。これは例でございますが、一番上、視聴者提供映像などをニュースでよく御覧になれるかと思えます。視聴者さんが放送で使っていいよと渡した場合、テレビ局さんは放送でそれを流すことができますが、同時配信となると、インターネット上の配信になりますので、放送は了解が取れてもそちらが取れていなくて、同時配信になった場合、残念ながらその画面を隠す、あるいは差し替えるといった形でうまく視聴者に届けられていないといった事例がありました。今回こういったものに対応するものです。

次のスライドを御覧ください。時間の関係上、全ては説明しませんが、この同時配信に当たって、主に改正している、手をつけたものを御説明します。

まず【制度改正の全体像】の前に、中段にあります【対象サービス】です。今回、テレビの放送と同時タイミングで配信される同時配信のほか、追っかけ配信、あと、一定期間の見逃し配信を対象とします。これらについて上の4つの措置を行っています。

1つ目が、放送では許諾が不要となっている場合の配信について配信も認める。例えば、時事問題に関する論説の転載とかは放送でできますけれども、配信ではできない。こういった違いがあると、先ほど言ったように、同時配信で全て映すことができなくなってしまうので、今回こういったものの同時配信も可能にする。

また、2つ目の許諾推定のもので、こちらはちょっと飛びますが、スライド16を御覧ください。現行ですと、番組を作る際に、放送番組で使っているのかと調べているのですが、同時配信、ネットで配信してもいいですかというところまで確認を取っていない場合に使える。今回改正後は、放送で使っているのかと言った場合、権利者の方が、ネットはだめですとか特段の意思表示をしていなければ、当然、同時配信でも一緒に使えるようにするといったもの、これを許諾推定規定という形を使ってやっているものです。

その他、レコード・レコード実演の利用の場合であるとか、協議不調の場合の放送番組に関するもの、こういった規定の整備を行っておりますが、少々細かくなりますので、時間の関係上、割愛します。よろしければ、後ほど時間を見つけて資料を確認いただければと思います。

文化庁からの説明は以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、5分ほど議論の時間を取りたいと思います。特にアーカイブ機関の方々には、今回の改正で自分たちのサービスにどういう影響があるか。いい影響があると思っただけだとうれしいわけですが、活用できそうか。そういう観点から御議論いただければと思います。どなたからでもどうぞ。

○山崎構成員 説明ありがとうございました。

今回の改正は、図書館業界にとってはとても大きなプラスになることは間違いなく思っています。2つ目の国会図書館のところは、これでかなり拡大するのではないのでしょうか。配信自体、拡大すると思います。

2番目の部分でちょっと分からない部分があるのでお聞きしたいのですが、補償金のスキームの部分です。具体的に言うと、パワポの8ページですが、利用者の方から個別ごとに補償金をいただいて、それを図書館で一旦プールする形になるのでしょうか。それをまとめて指定管理団体に支払う、こういう受けとめ方で間違いはないのかなということ、そのプールというのがどのくらいの期間になるか。そもそも図書館に、現金をプールする、現金を扱う、という機能が現状ではないので。今までもファックスあるいはコピーなどを送信する際の切手代等もかなり問題が起きていて、各図書館で扱いが決まっていなものですから、我々の間ではその方法論で議論になってしまうのです。そのあたり検討されているのであれば、このことは最近よく聞かれるようになったので、教えていただければありがたいなと思って聞きました。よろしくをお願いします。

○高野座長 お願いします。

○文化庁著作権課 御質問ありがとうございました。

今の補償金の支払いのときの図書館のお金の収受については一つの大きな論点になってございます。現行で複写サービスを行うときのその実費の取扱いについても図書館によっ

てまちまちであると聞いております。

今般、補償金という形で、法律上は図書館が公衆送信を行うということで、著作権法上の公衆送信という利用行為は図書館が行うことになるので、最後、支払いは図書館の設置者、公立図書館であれば各自治体であったり、大学図書館であれば大学になるといった構成になっております。

その際、公立か大学図書館かによってもかなり差があるのですが、例えばそのお金を一時預かれるのかどうか。あるいは、そのお金をどこか外部に委託して委託先のほうでやらせるのか。こういった様々な運用が関係者と御相談している中で出てきています。最初の質問にありました補償金をいつ払うのかという支払い時期も含めまして、今後、関係者間で協議することになっております。

文化庁としても、なるべく各図書館側に大きな負担にならないような柔軟な仕組みを検討していきたいと思っております。先ほどのお金の性質であるとか、預かりの可否とか、こういったところも各図書館であるとか市町村等の自治体側とも意見交換していきたいと考えております。

以上です。

○山崎構成員 ありがとうございます。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

国立映画アーカイブ、お願いします。

○入江構成員 国立映画アーカイブの入江です。1点だけ、差し支えがなければ御教示いただきたいのです。

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理ということで、13ページの下から2行目に「ストリーミング形式で行うこと（複製防止措置を講ずること）」と書かれているのですが、これは何か具体的な方策、こういう方法がいい、ということが決まっているようでしたら、教えていただきたいのです。

○文化庁著作権課 御質問ありがとうございます。

今、文化庁では「ストリーミング形式で行うこと」といったところをまさにそのままルール化しようとはしています。ただ、これは複雑な難しい技術的な要件をかけてしまうと、各配信事業者さんにも限界がありますので、よく相談しながらだと思います。

要は、同時配信されているものが個人個人で簡単にダウンロードできてしまうと、テレビ番組のコピーが自由になってしまったり、いろいろな海賊版の温床になる可能性もあるということなので、まずはそう簡単にダウンロードできないようにする。今、一部のサービスの中では、ダウンロードボタンがあって、「ダウンロード」というところをクリックするとダウンロードできるようなものとかがあったりすると思うのですが、例えばそういったものをなくすといったこと。あとは、通常、ダウンロードが簡単にはしづらいストリーミング形式のもの。こういったものをまさに想定しております。

○入江構成員 どうもありがとうございました。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。もう1問ぐらい。

大向さん。

○大向構成員 東京大学の向です。

スライドの4の「国会図書館による絶版等資料のインターネット送信」について、利用にあたってID・パスワードで管理すると書いてあるわけですがけれども、これは、誰が何を見たかということがひもづけられることにつながると思うのです。このあたり、権利制限されたものを見るのにユーザーとの関係を把握することがどのように運用されていくのかというところはいかがでしょうか。

○文化庁著作権課 質問ありがとうございます。

こちらの点、例えば、使ったデータをどれくらい保存しておくのかとか、こういった実際の運用は国立国会図書館さんの中で検討されるものだと理解しておりますが、法律上、こういったものを設けた趣旨を補足させていただきます。

今回、絶版等資料とはいえ、データを各御家庭で見られるようになりますので、不正な手段で大量に複製したり、アーカイブを作ったりとかしておくと、今後、仮にその絶版等資料が絶版でなくなった場合、例えば1年後電子出版で復刻する可能性もありますが、こういった場合に、出版社さんとか権利者の利益を侵害する可能性がある。今回、複製はだめですよとか、気をつけてくださいねというのは利用者さんにもお願いしますが、仮にこういったものを守られない方がいらっしゃった場合に、このようなID・パスワードで管理しておくことで、利用規約に基づいて、そういった使い方はやめてくださいとか、その抑止というのですか、そのようなことを期待してこういった利用者登録というものを制度上かませることにしております。

お答えになっているでしょうか。

○大向構成員 意図については理解しました。議論の余地はあると思います。

・肖像権ガイドラインについて

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、時間も来ておりますので、次の説明をいただきたいと思います。

今日は、デジタルアーカイブ学会の数藤さんに来ていただいております。数藤さんが中心になってまとめた肖像権ガイドラインについて御説明をお願いいたします。

○数藤参考人 弁護士の数藤と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。

資料を共有させていただきます。

私は、デジタルアーカイブ学会の法制度部会で副会長を務めておりまして、この肖像権ガイドラインのプロジェクトでは策定チームのリーダーとして関与させていただきました。本日はこのガイドラインの概要を御説明させていただきます。

まず、ガイドライン策定の背景についてお話しいたします。背景としては、デジタルア

一カイクにおける権利の壁としての肖像権の問題がございます。肖像権は、日本の法律上明文化された権利ではなく、裁判例で認められてきた権利です。肖像権侵害について、現在、そのよりどころの一つとなっているのは、資料の真ん中にあります平成17年の最高裁判決です。これは、週刊誌が法廷で被疑者の方を隠し撮りして掲載したという事案だったのですが、最高裁は、この資料の下にある①から⑥の要素、すなわち被撮影者の社会的地位や、活動内容、撮影の場所、撮影の目的、撮影の態様、撮影の必要性といった事情を総合考慮して、本人の人格的利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超える場合に侵害になると判断しました。例えば、社会的な注目を集めた事件の被疑者だという事情は、肖像権侵害とならない方向に考慮されるのですが、一方で、裁判所で隠し撮りをしているといった事情は侵害となる方向に考慮されます。このように様々な事情を総合的に考慮して結論を出すという方法です。

この総合考慮の判断手法によりますと、たしかに一つ一つの写真や映像を精緻に分析することができます。ただその一方で、デジタルアーカイブの現場の担当者が何をどのように考慮すればよいのかは、やや分かりにくいところもございます。

ここで実際に写真を2枚御覧ください。資料の左の写真は、1970年の大阪万博の写真でして、コンパニオンの女性が1名、カメラを向いて微笑んでいるアップの写真です。右の写真は1990年代と思われる写真で、ルーズソックス姿の女子高生の方2人が路上を歩いている様子です。例えば、これらを昭和の歴史アーカイブや、ファッションのアーカイブで公開する際に肖像権が問題になってくるわけですが、これらの写真で何をどう総合考慮すればいいのかは、一見して明らかではありません。

このように大量のコンテンツを扱うデジタルアーカイブの現場で、法律家ではない方が総合考慮という基準のみで公表の是非を判断するのはやや現実的ではありません。他方で、この肖像権の処理ができないとしますと、本来、デジタルアーカイブに保存されて活用されるべき多くのコンテンツについて、肖像権の判断ができないという理由で死蔵化したり、消滅したりするおそれもございます。

そこで、デジタルアーカイブ学会の法制度部会がこの肖像権ガイドラインを策定して、2021年4月に学会の公認版として公表いたしました。このガイドラインは、資料のリンクにありますウェブサイトから誰でもダウンロードできます。

以下では、ガイドラインの概要のみを御説明いたしますので、詳しい情報はガイドライン本体を御確認ください。

なお、このガイドラインの目的ですけれども、これは権利者と利用者間の合意などに基づくガイドラインとは異なりまして、肖像権という法的問題に向き合うための考え方のモデルをデジタルアーカイブ学会が示して、各機関における自主的なガイドライン作りの参考、下敷きにしていただくことを目的としたものです。

次に、このガイドラインのフローチャートについて御説明いたします。ガイドラインの出発点としては、非営利目的のデジタルアーカイブ機関が所蔵写真をインターネットその

他の手段で公開する場面を想定しています。ストックする行為やダークアーカイブ等の保管行為は対象外です。

まず、ステップ1として、知人が見れば誰なのかを判別できるか検討します。例えば、顔があまりに小さ過ぎたりして、そもそも誰なのか判別できないような写真は、肖像権という法的問題が生じにくいいため、まず、誰なのか判別できるかを検討します。

次に、ステップ2としまして、公開について写っている人の同意があるかを検討します。同意があれば通常は肖像権の侵害にはならないと考えられますので、その写真を公開することは可能です。

最後に、ステップ3としまして、公開によって一般に予想される本人への精神的な影響をポイント計算すると何点になるかを検討します。これは、先ほどの最高裁が述べました、人格的な利益の侵害が社会生活上受忍の限度を超えるかという点を判断するために、ポイント計算という方法で一定の客観化を試みたものです。写真の中から読み取れる様々な要素について、公開に適するものであればプラスの点をつけて、逆に、公開に適さないものはマイナスの点をつけて、合計点を出すというポイント計算の手法です。

この計算の詳細は次のスライドに移ります。これは注記部分など一部を省略したのですが、左上にあります「公人」、例えば政治家は、公共的な目的のために、撮影や公表を一定程度受忍すべき場合もあるかと考えて、公開に傾くプラスの20点をつけています。反対に、2つ下の「16歳未満の一般人」は、要保護性が高いために公開に適さない方向のマイナス20点をつけています。あるいは、少し下がって、2-1の2行目「歴史的行事（オリンピック、万博）」などは、やはり公共性を踏まえてプラス20点。反対に、あと6個下がって「私生活・業務外」という場面は、一般には公表を望まない場合が多いのでマイナス10点などと点数をつけています。このように写真から読み取れる情報で足し算、引き算をしていきます。

なお、最後に「考慮要素6：撮影の時期」がありまして、これは最高裁が挙げていない要素です。このガイドラインでは、肖像の人格的な利益を保護する必要性は、時が経過するにつれて減少する場合もあると考えまして、より昔の写真であればあるほどプラスの点になるように設計をしています。

スライドを戻りまして、ステップ3のポイント計算の結果の点数に応じて、公開の適否の結果が変わってきます。0点以上であれば公開に適すると判断します。他方でマイナスの点になっても、直ちに公開禁止というわけではなく、点数の段階ごとに扱いが変わってきます。マイナス1点からマイナス15点であれば、公開範囲を限定したりマスクングをすれば公開に適する。マイナス16点からマイナス30点であれば、厳重なアクセス管理やマスクングをすれば公開に適する。マイナス31点以下であれば、マスクングをすれば公開に適すると設計をしています。

では、先ほどの写真2枚を基にポイント計算の例を見てみましょう。左側のコンパニオンの方の写真であれば、大写しになっているという点はマイナスがつきますが、その他、

万博という歴史的行事であること、公共の場であることなどで高い点がつき、さらに、撮影後50年経過で高い点がつきますので、合計点は75点で、公開に適するという判断になります。

また、右側の女子高生の写真であれば、確かに公共の場ですし、撮影後20年程度は経過しているのでプラスの点もつきますが、私生活の様子だと思われそうですし、また、カメラと目線が合っていないので、恐らく撮られた認識がない。それらの点でマイナスがついた結果、合計点はマイナス5点で、公開範囲を限定するなどの処理が考えられるところです。

以上がガイドラインの概要です。続いて、策定の経緯などにも駆け足で触れておきたいと思います。

この肖像権ガイドラインは2018年頃からデジタルアーカイブ学会の法制度部会で検討を始めまして、バージョン1を公表して以降、デジタルアーカイブの現場の担当者の方や研究者の方を交えたシンポジウムを何度も開いて検討・修正を重ねてまいりました。さらに、実証実験を行い、大学などから実際の写真を多数集めてポイントの検証などを行ってまいりました。さらに、正式版の公表前には、パブリックコメントの手続きも行って、学会のウェブサイトを通じて広く意見を集めてガイドラインに反映いたしました。

さらに、肖像権は、最初に申し上げたとおり裁判所が判断してきたものでもありますので、裁判例との整合性の検証も行っています。具体的には、主要な25程度の裁判例の事案を基にこのガイドラインへの当てはめを行いまして、公開または非公開にするというガイドラインの判断と、裁判所が侵害と認めたかという判断がどの程度整合しているかを検証しました。

結論として、多くの裁判例では整合性が見られました。資料の白い枠のところですが、一部、赤い色をつけた裁判例では不整合もありましたので、検証いたしましたところ、不整合の裁判例では、例えば、ある人物を紹介するためにそれと直接関係のない過去の女性の水着の写真を公開するといったように、公開する目的と関連性の低い写真だったという傾向がありました。この点、肖像権ガイドラインでは、例えば震災のアーカイブのために震災関連の写真を公開するといったように、公開する目的と関連性の高い写真を選ぶことを前提としておりますので、このような裁判例の事実関係とは前提がやや異なる部分もございます。なので、不整合だったものは、裁判例の事案と、ガイドラインのよって立つ前提の違いと解釈しまして、結論としては、多くの裁判例で整合性が見られるものと判断しております。

最後のスライドは、実際に肖像権ガイドラインを利用して写真や映像を公開したケースを挙げました。このうち、朝日放送さんの「阪神淡路大震災25年 取材映像アーカイブ」では、まずガイドラインの初期のバージョンを利用してポイント計算をされた上で、さらに朝日放送さん自身でも公開に留意すべき写真を再検討するなど慎重な手続きを経て公開されたそうで、結果、公開から1年を経ても、視聴者の方からのクレームは0件だったと聞いております。この朝日放送さんの例は、まさに肖像権ガイドラインをうまく活用してい

ただいて、デジタルアーカイブを公開した成功例だと考えております。

最後に、このガイドラインの直接の射程は、先ほど申し上げたように非営利のデジタルアーカイブ機関なのですけれども、肖像権の法的な考え方やガイドラインの考え方自体は、その他の機関にも応用可能なところがございますので、例えばメディアや教育研究、映像等の各種機関においても、この肖像権ガイドラインの考え方を参考に自主的なガイドラインを策定することが考えられるところです。

大変駆け足になりましたが、私からの報告は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。非常に分かりやすい解説で、皆さんも、こういう場合はどうだろうというのを思い浮かべられたのではないかと思います。

質問の時間を取りたいと思います。どなたからでもお願いいたします。いかがでしょうか。

細矢さん。

○細矢構成員 解説どうもありがとうございました。素人が点をつけるということが多少不安なところではあるにはあるのですけれども、大変分かりやすい考え方だと思います。

ちょっと確認がてら教えていただきたいのですけれども、肖像権の侵害がありということと考えると、マイナスの点ばかりということを考えたいのですけれども、プラスの側面をあえてつけたというのは、こういうところに出てきたときに、アーカイブということだと利用価値があるものがいっぱいあるので、それをどんどん活用しようよという意図からつけられているという考え方でよろしいのでしょうか。

○数藤参考人 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、普通、侵害になるかどうかを判断するという観点からですと、確かにマイナスの点を考慮していくという考え方もあろうかと思えます。他方で、そもそも最初に説明しました裁判所の考え方が、単に公開にマイナスの要素だけを挙げているわけではありません。例えば、社会的に注目されている裁判の被疑者であれば、撮影し、その報道等を行うことで公益に資する部分がございます。裁判所の判決文においても、公開にマイナスの方向だけではなく、公益に資するような要素は、言わばプラスの方向に判断をしているように読めますし、他方で、裁判所で隠し撮りをしているという態様は不相当であるというマイナスの考え方も示しているように読めるところです。肖像権ガイドラインも、基本的にはこのような裁判所の考え方を出発点にしておりまして、公益に資するような情報は肖像権侵害にならない余地がありますので、それをプラスと考えて、プラスの要素とマイナスの要素それぞれ挙げて総合的に見るという考え方を取っております。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

北本さん、写真の大規模なアーカイブを公開されている経験をお持ちだと思いますけれども、どうですか。

○北本構成員 こちらのガイドラインはぜひ参考にしたいと思っています。これからいろいろな写真がアーカイブで、こちらをツールとして使っていくつもりです。

以上です。

○高野座長 山崎さん、手が挙がっていました。

○山崎構成員 説明ありがとうございました。とても分かりやすかったです。これ、ここ1年の間でいろいろなところで紹介しているのですけれども、最近、古い資料のデジタル化だけでなく、地域の写真とかをデジタルアーカイブしようという自治体さんの思いが結構強くて、これはとても参考になるのではないかなと思っています。

1つだけ聞きたいのは、このポイント計算のリストのところですか。これは、社会情勢に合わせて今後も見直していくということは考えていらっしゃるのでしょうか。それだけちょっとお聞きしたい。

○数藤参考人 ありがとうございます。

ポイント計算に関しては、おっしゃるとおり、社会情勢、社会通念などを踏まえて、例えばこういう要素をもっと入れればいいのではないかと、もっと点数を増やしたり減らしたりしたらいいのではないかという考え方は当然あり得るところかと思えます。他方で今のところ、例えば社会情勢が変わったら、直ちに学会の公認バージョンを見直すというところまでは考えておりません。その理由としましては、現状、このガイドラインはあくまで各アーカイブ機関のためのひな形、参考として提示しているもので、現場の皆様が、ここは社会通念に合っていないのではないか、あるいは、自館で扱っている写真の性質と合っていないのではないかというところがあれば、その館ごとにアレンジ等を加えて使っていただくことを想定しておりますし、かつ推奨しているところです。

そのため現段階では、学会の公認バージョンの改訂は直ちには考えていないのですけれども、いろいろな御意見を踏まえて考えてまいりたいと思います。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

入江さんのところはどうですか。これを動画に広げるというのは。

○入江構成員 我々、実は既に数藤先生と何度か勉強会もさせていただいておまして、ちょうど私たち、動く映像のコレクションの配信を本格的に進めているところなのですが、そこで既に大いに参考にさせていただいているところです。なので、このお話は前からお聞きしていたということもあるのですけれども、大変役立たせていただいています。ありがとうございます。

○高野座長 ちょうど昨日、関東大震災のアーカイブを公開して、大分話題になっているところなのです。

○入江構成員 そうですね。高野先生にもお世話になりながら。ありがとうございます。

○高野座長 ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、数藤さん、どうもありがとうございました。

○数藤参考人 ありがとうございました。

実務者検討委員会（第11回）

(1) デジタルアーカイブ関連予算について

○高野座長 これ前半の全体戦略ワーキング会合のほうは終了といたします。

次に「実務者検討委員会」に移りたいと思います。

まず最初の議題は「デジタルアーカイブ関連予算について」です。資料で言うと、資料3になります。

資料に載っている順番に、各機関から2分程度で現状の御報告をいただきます。昨年来のコロナ対応で多分相当大変なことを経験されていると思うのですが、ここでその状況について共有していくということと、それから、それを踏まえての令和4年度の概算要求の状況などについても少しお聞かせいただければと思います。

それでは、資料の順番に沿って、最初は国立国会図書館をお願いいたします。

○木目沢構成員 国立国会図書館です。デジタルアーカイブ事業の拡充に必要な経費ということで御説明いたします。

まず、令和3年度の予算のほうですが、こちらにあります3.9億とは別途、令和2年度の補正予算により約60億円を確保し、1969年から2000年までに国内で刊行された図書のデジタル化を進めております。また、所蔵するデジタル化資料の本文テキスト化も併せて実施しております。本文検索の実現のほか、AIの学習用データセットとしての活用、視覚障害者等用データとしての活用も図っていく予定です。

令和4年度の要求内容ですが、デジタルアーカイブ事業の拡充に必要な経費は4.9億円となっております。順次御説明します。

まず①の分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」の運用は、「ジャパンサーチ」の正式版公開から2年を経て、引き続き安定した運用保守に加え、ユーザビリティの改善等を想定したものとなります。

②の入手困難資料（絶版等資料）の個人への送信サービスの向上等は、文化庁さんから御説明ありましたが、絶版等により入手困難な資料を図書館等に加えて個人に送信できるようにする改正著作権法の施行に伴い、システムを整備するというものです。

③の視覚障害者等用データ送信サービスのコンテンツ増大は、一昨年成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、いわゆる読書バリアフリー法に基づく基本計画に掲げられておりますアクセシブルな書籍等の充実のためのテキストデータ等の拡充を図るものです。

④の所蔵資料のデジタル化は、資料保存のための所蔵資料のデジタル化、あるいは科学技術情報整備のためのデジタル化に関わるものとなります。

最後、⑤のAIの活用によるテキスト化の推進は、当館作成のデジタル化資料の利活用促進のため、AIによるデジタル画像の全文テキスト化の精度向上等に関わるものとなります。

なお、この表には掲載がありませんが、令和3年度についても、別途国内刊行図書のデジタル化の推進を要望しております。こちらは、1969年から2000年までの国内刊行図書の

デジタル化ということで、令和4年度においても、令和2年度の補正予算に引き続いて取り組むというものになります。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

質問は全体の説明が終わってから最後にまとめて取りたいと思います。

それでは、2番目、国立公文書館、お願いいたします。

○国立公文書館 国立公文書館でございます。

当館は、館の保存する歴史公文書等を広く一般の利用に供するため、インターネットにより所蔵資料を検索し閲覧できるデジタルアーカイブを推進しております。国立公文書館デジタルアーカイブでは、所蔵資料の目録情報及びデジタル画像を提供しております。令和2年度末現在、所蔵冊数約156万冊のうち約35万冊をデジタル化しております。デジタル化作成率は22.5%となっております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底いたしまして、当初の予定どおり約210万コマを新規デジタル化いたしまして、デジタルアーカイブにおいて公開いたしました。令和3年度におきましても、引き続き感染症対策を徹底しつつ、計画的に、利用頻度の高い文書のデジタル化を進めていく予定にしております。

また、アジア歴史資料センターにつきましては、我が国とアジア近隣諸国等との間の歴史に関し、我が国が保管する資料につきまして、国民一般及び関係諸国民の利用を容易にするとともに、これら諸国との相互理解の促進に資するものとなるよう適切に推進いたしますため、戦後期の資料も含めてデータベースを構築いたしております。アジア歴史資料センターデジタルアーカイブでは、当館、外務省外交史料館及び防衛省防衛研究所のアジア歴史資料の目録情報及びデジタル画像を提供いたしております。令和2年度末現在、公開資料は約216万件で、こちらも引き続きデジタル画像の提供を行っていく予定です。

当館におきましては、令和4年度も引き続きまして国立公文書館デジタルアーカイブ、アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ事業を令和4年度の運営費交付金の概算要求金額26億円の内数として推進していく予定にいたしております。

以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、内閣府知財事務局よりお願いいたします。

○知的財産戦略推進事務局 知財事務局のデジタルアーカイブの関連予算としましては、イベントを1件予定しております。これは、御承知かと思えますけれども、デジタルアーカイブ利活用促進、あるいは連携強化、それから好事例の共有、意見交換といったことを目的に、アーカイブ関係者、それから関心のある方々を対象に、年に一度、産学官フォーラムを開催しているところでございます。今年度、令和3年度の産学官フォーラムにつきましては、下半期に開催を予定しております。今、準備を進めているところでございます。コロナ禍にありまして、デジタルアーカイブの潜在需要が随分顕在化した中で、アー

カイズ機関ですとか民間企業が様々な取組をされているかと思いますが、その取組の中の好事例、あるいは新しくこういったことを始めたということが紹介できたらいいなかなと、今、考えております。

令和4年度の予算としましては、本年度と同様に、産学官フォーラムの運営費として89万円を要求しているという状況でございます。

以上になります。

○高野座長 続きまして、国立科学博物館、お願いします。

○細矢構成員 国立科学博物館です。

御覧のとおりでありまして、「サイエンスミュージアムネット」「産業技術史資料共通データベース」という2つのデータベースを運営しています。この中で特に目立つのがこの「サイエンスミュージアムネット」でありまして、これは、国内の自然史標本のデータを科博のみならず国内の100ぐらいの協力館から集めて、まとめて公開をするという自然史標本のデータベースとなります。いずれのものも特別な予算を立てて館外から得ているわけではなくて、科博の運営費交付金の中から出しているという状況になっています。この状況というのは、過去、最初からずっと変わらずやっております、今年度も来年度もそのつもりでやっていくということになります。

主な使途というのは、ソフトウェアとハードウェアの維持、それからハードウェアの更新とメンテナンスにかかる費用になります。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、メディア芸術連携基盤。文化庁、お願いします。

○文化庁参事官（芸術文化担当） 文化庁でございます。

メディア芸術連携基盤等整備推進事業。メディア芸術の各分野のアーカイブに係る事業は2010年度あたりから始めておりますが、2020年度からはメディア芸術各分野の国際的な評価の向上に向けたインフラの整備をして、新たな連携、全国の所蔵家のネットワークの構築を通じまして、メディア芸術作品並びに資料の収集・保存・活用に係る課題に対する取組を進める。併せまして、メディア芸術データベースの機能の拡充、関連する連携機関等におけるアーカイブの取組に対する支援、アーカイブ化推進のためのノウハウの共有、これを推進するための経費を計上しているところでございます。

令和4年度は微増でございますが、4.3億円の概算要求を盛り込んでいるところでございます。主な情報内容としましては、中間生成物ですね。アニメのセル画といったものの保存に対する調査・研究。あるいは、アーカイブの取組を支援するということをしております。これが1件という内容で、微増でございますが要求しております。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、文化遺産オンライン構想。文化庁の近藤さん、お願いします。

○文化庁政策課 文化遺産オンラインを所掌しております文化庁政策課の近藤と申します。

文化遺産オンラインにつきましては、こちらの資料に記載のとおりでございます。後半に記載がありますが、文化財の消失に備えた詳細記録のデジタルアーカイブ化を昨年度令和2年度から進めておりまして、こちらを5カ年計画で進めているところでございます。文化遺産オンラインのサイトにつきましては、本年度、リニューアルを進行中でありまして、スマホやタブレットに対応ができたり、検索の利便性の向上に資するデザインのリニューアルを進めておりますので、完了いたしましたら、皆様方にお知らせ申し上げたいと思っております。

令和4年度につきましては、少し増やしております。こちらの内容といたしましては、今までなかなか進めることが難しかったのですが、多言語化をもう少しきっちり進めていこうと考えておりまして、こちらのほうの予算を上積みして要求しております。

多言語化のほか、せっかくリニューアルいたしますので、こちらのサイトをより利用普及、啓発していくということも計画に入れておりまして、そのあたりも含めて今般の要求額となっております。

以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、国立文化財機構、お願いいたします。

○国立文化財機構 国立文化財機構のほうは阿児が御説明いたします。

「e 国宝」について、要求内容として書いております。国立文化財機構が所蔵している国宝、重要文化財、新たな指定品を含めて、高精細な画像を登録。さらに、解説文につきましては「e 国宝」用に書き下ろし、さらにそれは多言語で、英語、中国語、韓国語も各研究員の方が書き下ろすものを充実させていこうと考えております。

また、システム面に関しましても、今年度、改修は引き続き行っていきまして、今、検討していますのは、IIIF（トリプル・アイ・エフ）への対応、そういうところで画像の相互利用などについてももう少し利便性を高くしようかなと考えているところです。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。

次は、人間文化研究機構、お願いいたします。

○後藤構成員 人間文化研究機構の後藤でございます。

人間文化研究機構のほうでは、現在、「nihuINT」という統合検索システムを運用しておりまして、人間文化研究機構の6機関のデータベースを一元的に検索できるシステムを作っております。その中で、そのデータの一部につきましてジャパンサーチのほうに出すという形で運用を進めております。

予算額といたしましては、通常予算内の中で進めておるということで、人間文化研究機構の運営費交付金の中で現在は進めているということになります。

予算の内訳といたしましては、先ほど申し上げました「nihuINT」の運用でありますとか

開発、あと、それに関するジャパンサーチとの連携とか、関連する研究会等の事業が大きく含まれるということになるかと思えます。

この後、次年度からの大学の第4期に向けまして、現在、新たな人間文化研究創発センターという情報発信と研究を一体的に進めるようなセンターを構想して検討を進めております。そちらの中で「nihuINT」の後継のようなシステムを運用するというので、現在、システムの開発を進めておりました、そこで引き続きジャパンサーチとの連携を進めていくことになるかと思えます。

人間文化研究機構からは以上でございます。

○高野座長 どうもありがとうございました。

続きまして、国立美術館、お願いいたします。

○室屋構成員 国立美術館の室屋です。

国立美術館は、従来から所蔵作品の総合目録検索システムということで、4館の所蔵作品の総合的な検索を目指す検索システムを運用しております。これは引き続き運用を続けていくのですが、これからの展開としては2つございます。ジャパンサーチとの連携をより一層深めていくということ、それから、国立美術館が持つほかのリソースを集約していくためのもう少し大きな枠組みの検索システムを構築していく、この2つを進めてまいっております。

そのほか、国立映画アーカイブでは、従来どおり、フィルムの収集・保存のためのデジタル化、目録の作成に加えて、令和3年度より、デジタル化した作品の一部ではありますけれども、その配信についても踏み込んでいくということで、デジタル化資産の利活用に向けて進めているところでございます。

以上となります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

これで一通り御説明は終わったのですが、質問等ございましたら、2、3問受ける時間を取りたいと思えます。いかがでしょうか。質問等ございますか。

どうぞ。

○渡邊構成員 渡邊です。

産学官フォーラムですけれども、リアル開催の時代がすごく大昔に感じますが、オンラインになる前から、同じような額が計上されているのでしょうか。それとも、オンラインになってからこのくらいの額になっているのでしょうか。

○事務局 金額としては大きく変わっていないのですが、正確には少し減っている感です。

○渡邊構成員 ホールを借りるお金とかでないのであれば、もっといい使い方があるのかなというイメージの感想になってしまうのですが、そういうビジョンについてはおありでしょうか。

○事務局 そうですね。お金をかければいろいろなことができるので、どこまでオンライ

ンの特性を活かして面白いものを作るかというのは、今、考えているところです。

○渡邊構成員 大学のオンラインイベントとかをやらざるを得ない時代がもう2年ぐらいになっていて、いろいろなノウハウが参加している方々、大学だったり展示館だったりの方々にあると思うので、そういうものを吸い上げてみるのもいいのかなと思いました。

○事務局 そうですね。ぜひそのお知恵をお借りしたいなと思っているところでございます。基本的に限られた人的リソースの中でどうしても手作業になっているところがあるものですから、そこは効率的にできるようにいろいろアイデアをお借りできるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○渡邊構成員 はい。

○高野座長 例えば、今日挙がっているような組織が自発的にやるイベントに協賛するか、連携するとか、そういう方法もありそうですね。

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

山崎さん。

○山崎構成員 質問が1点あるのです。国立国会図書館さんのところで「AIの活用によるテキスト化の推進」と書かれていて、大変興味があるのですがけれども、分かっている範囲でこの部分を教えていただければとありがたいです。

○高野座長 お願いします。

○木目沢構成員 国立国会図書館の木目沢です。

こちらは、現在市販されている一般的なOCRですと、特に戦前に刊行された旧活字の資料などはなかなかうまくテキスト化できないというところがあります。あと、レイアウトをちゃんと解析して、テキスト化の読みの順番などもきちんとしたテキスト化データを作りたいと思っております。AIを活用して、そういったより精度の高い、当館の図書資料に適したテキスト化を実現しようということで、今、開発等を行っているところで、それに必要な費用ということになります。

○高野座長 先ほどちょっと説明を聞き逃したのですが、プラス60億円で、今、対象としている書籍は何年からのものなのですか。「2000年」というのは聞こえたのですがけれども。

○木目沢構成員 すみません。今、1969年から2000年までに刊行された図書を補正予算でデジタル化しております。令和2年の補正予算だけでは全てはできませんので、現在、令和4年度の予算で要望という形で提示しているところになります。

○高野座長 1968年以前というのはもう済んでいるということでしょうか。

○木目沢構成員 はい。今から約10年程前に大規模デジタル化という事業がありまして、そこで1968年までの図書のデジタル化が完了しています。

○高野座長 ということは、2000年以前は全部片付くと思っていいですね。

○木目沢構成員 今後も予算がつけばということなのですが、令和2年度補正だけではまだ全然足りていないという状況です。

○高野座長 楽しみです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

この前のワーキンググループのプレゼンに対しての質問も含めてですけれども、御質問等ございましたら、事務局に後でメールでもお送りいただければおつながりできると思いますし、回答をみんなで共有するという形にしていきたいと思います。

(2) ワーキンググループの意見の概要について

○高野座長 それでは、次の議題に移らせていただきます。

次は「ワーキンググループの意見の概要について」ということです。これは取りまとめていただいた知財事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4になります。今、画面共有させていただいております。

昨年9月に今の体制に移行しまして、10月より2つのワーキンググループを、今日を入れて延べ5回ほど開催している状況でございます。そのワーキンググループの検討課題としては、1ページ目の白ポツになりますけれども、昨年の8月に公表しました3か年総括報告書で継続課題とされている課題になっております。これらにつきましては、今年度以降ももう少し議論を深める必要もありますし、これから議論するという議題もありますので、まだワーキンググループの取りまとめという段階までは到達していないということで、引き続き検討を行うことにはしますけれども、今回、両ワーキンググループのこの1年間の活動を、意見の概要という形でまとめておくという趣旨でございます。

1ページ目の最後のほうからになりますけれども、これまでに御検討いただいた課題についての意見を簡単に確認させていただきたいと思っております。

「(1) デジタルアーカイブ政策全般に関する課題について」は、全体戦略ワーキングのほうで議論した検討事項になります。

「①更なるデジタルコンテンツの拡充について」は、2ページ目以降になりますけれども、「a) 地域アーカイブ構築・運用に係る課題と支援について」「b) 取り扱うデジタル情報資源の範囲について」を御検討いただいております。a)の課題につきましては、最初のポツにありますように、大局的な議論の必要性についての御意見があり、3つ目のポツ以降、アーカイブ構築に関する意見として、アーカイブ機関はアーカイブ連携に対して敷居が高いイメージを持っているとか、地域の機関は何をしたらよいか分からないケースもあるので、プロセスの可視化が必要といった御意見がありました。

アーカイブ活用につきましては、講習会やセミナーの必要性、オープンデータ伝道師のような支援制度の普及の必要性について御意見がありました。

地域連携の可能性を期待している大学につきましては、研究と教育の両面から長期的なメリットを地域にもたらされるのではないかとといった御意見もございました。

3ページ目に行きまして「b) 取り扱うデジタル情報資源の範囲について」になります。

これにつきましては、範囲を設定する必要なく、とにかくいろいろな使い方に対応できるようにすればよいのではないかという趣旨の意見が大半だったと承知をしております。

3 ページ目の後半から 4 ページ目にかけてになりますが、「②つなぎ役の役割と支援策について」の課題につきましては、つなぎ役の役割を細分化したタスクについてと、つなぎ役の役割を、ジャパンサーチ連携を担う役割とデジタルアーカイブの構築・共有・活用の推進を担う役割の 2 つに分けて考えることについて、検討していただいております。つなぎ役の役割を 2 つに分けて考えるということにつきましては、おおむね御賛同の御意見だったと承知をしております。

一方、以前から御指摘があったとおり、つなぎ役のメリットを見出す必要があるという御意見とともに、データ連携役としてのつなぎ役の役割にも、技術的なサポート、コミュニティのサポートの 2 つの側面からの検討が必要ではないかという御意見がありました。

また、4 ページ目の下から 2 つ目のポツですけれども、全てがジャパンサーチに集約されているツリー構造から、いろいろなプレーヤーがいて、そこがつながっていくネットワーク構造に捉え方を変える必要があるのではないかといった御意見もいただいております。

5 ページ目の中段「③制度的課題への対応について」。これは今日の議題なのですけれども、本日頂戴しました御意見をここに追記していく予定であります。

次に、5 ページ目の後半以降になりますけれども、「(2) ジャパンサーチに関する課題について」は、ジャパンサーチワーキングで検討いただいたところでございます。

3 か年総括報告書に沿って最初は、「①ジャパンサーチのプラットフォーム化について」になりますけれども、ジャパンサーチをプラットフォームとして育てていくための目指すべきプラットフォームの要件・軸、ジャパンサーチの将来像、ターゲットとするユーザー層、必要なアクションといったことについて御検討いただいたところでございます。

アーカイブの構築を支える、連携を支える、活用を支える、といった視点でそれぞれ御意見をいただいております。

5 ページ目の最後ですけれども、特に地方においては、デジタルアーカイブ構築に関わるビジネスサイドの人材育成の必要性。

それから 6 ページ目に入りまして、プラットフォームの定義の必要性。それから、定義に際しては、ユーザー属性や利活用の類型化など、細分化する必要があるといった旨の御意見があったところです。

6 ページ目、中ほどより下のポツですけれども、ジャパンサーチは便利に設計をしておりますので、何でも使える代わりに、逆に、何に使ってよいか分かりづらいところがあるのではないかと、それに対しては、特定の利用についてロールモデルを示すとよいのではないかという御意見がございました。

次に、6 ページ目の下の部分「②ジャパンサーチ連携先の拡充について」ですが、これにつきましては、地域と連携の要件・優先度、有償コンテンツ／営利目的のDBとの連携の

要件・優先度、ベンダーのDBとの連携、海外との連携の在り方等について検討していただいております。

連携の要件・優先順位という視点では、コレクションポリシーが必要という御意見がありまして、海外との連携という視点では、データを保持しない海外の司書集団との連携も可能性があるという御意見がございました。

一方、ベンダーにつきましては、つなぎ役として歓迎するという御意見と、つなぎ役ではない協力関係が望ましいのではないかという両方の意見がございました。

7ページ目の「③ジャパンサーチのつなぎ役支援について」は、ジャパンサーチとのデータ連携ハブとしてのつなぎ役支援について検討いただいたところでございます。つなぎ役の役割全般についての考え方としては、技術的なサポートやデータのクオリティコントロールが必要という御意見があったところです。

具体的には、長期保存に関する役割として、7ページ、それから8ページにかけてになりますけれども、アーカイブ機関がアーカイブを維持できなくなった場合の対応について、データを引き継ぐポリシーを決めておくことが必要であるとか、データ提供側からの保証についての議論も必要ではないかといった御意見がございました。

また、データ連携ハブとしてのつなぎ役にも、メリットやインセンティブが必要という御意見はこちらでも伺っていたところでございます。

8ページ目の中段あたりですけれども、メリットとしては、例えば、多くのアーカイブ機関とつながることで存在そのものの価値が上がるとか、ジャパンサーチとつながることが組織のエンカレッジになるような仕組みができないとか、連携機関のログデータを分析できるようにする、といった御意見とともに、データの提供館に対しても、レポートの返し方を工夫して改善していく必要があるといった御意見をいただいております。

次に、8ページ目の下段「④ジャパンサーチ戦略方針について」になります。これまで御検討いただいたプラットフォーム化、それから連携先の拡充、つなぎ役の支援については、さらに深掘りをする必要がありますけれども、我々が考えている方向性ですとか意義を広報するためにも、皆さん御承知のとおり、現在ジャパンサーチ戦略方針として取りまとめているところでございます。

これまでいただいた意見を踏まえながら、3つの視点、a) ミッション、b) 活動ポリシー、c) コレクションポリシーというところで御検討いただいております。

8ページの下段から11ページ中段あたりまでに御意見を集約してございますが、この後、ジャパンサーチ戦略方針（案）について御検討、御議論いただきますので、代表的な意見だけ御紹介させていただきたいと思っております。

「a) ミッションについて」は、9ページの最初のポツですけれども、使い手と作り手を分ける概念ではなくて、使い手であり作り手であると考えべきという御意見。それから、4ポツ目ですけれども、アーカイブとしてためることなく、つながる場を作るミッションとするのがよいといった御意見がございました。

「b) 活動ポリシーについて」は、9ページ下段の3つ目のポツになりますけれども、ジャパンサーチをサービスとして利用する視点、それと、ジャパンサーチから得られた経験を世の中にフィードバックする視点があるといった御意見。その下のポツでは、人のつながり、利用者コミュニティを活動ポリシーに入れるべきという御意見。それから、一番下のポツですけれども、Europeana strategyの4つの戦略の柱のような整理は分かりやすいといった御意見がありました。

「c) コレクションポリシーについて」は、10ページ目の中段の最初のポツですけれども、優先順位と範囲設定の2つの視点が必要という御意見や、特定の分野に偏らないようにすることが必要、という総論的な御意見から、11ページの前半部分のポツですけれども、営利・非営利をどう考えるか、それから、5つ目のポツになりますけれども、ジャパンサーチに取り込むときの判断基準を整えたいという各論的な御意見まで様々いただいているところでございます。

次に、11ページ目下段あたり「⑤広報強化について」は、ジャパンサーチを今後成長させていくためには、利用者コミュニティの育成が重要でありまして、サポーター的な活動を活性化させるために、連携機関を巻き込んだ広報施策、利活用コミュニティの育成施策、一般ユーザーの裾野の拡大施策といったことについて検討を行ったところです。

最初のポツのところですが、広報ターゲットは区別をせずに、連携機関もユーザーであるという視点が必要という御意見。それから、12ページ目の1ポツ目のあたりですけれども、ジャパンサーチとの相互連携がまだ少ないというような御意見もいただいているところです。

最後、12ページ目の中段以降「⑥利活用促進について」になります。利活用のコミュニティを活性化させるためには、利活用事例の創出と情報共有が重要であるという観点から、具体的な利活用のイメージにつきましては、目的ごとの利活用イメージ、さらに利活用できる領域、利活用目的の優先順位、共有方法といったことについて御検討をいただいたところでございます。

最初のポツでは、運営側のリソースが限られているので、利活用しやすい領域を優先して好事例を作り出していくべきだという論点について、利活用促進の分野の優先順位ということではなくて、ボトムアップで出てきた事例を育てていくスタンスがよいという御意見がありました。

一方、地方へ行きますと、特に教育用のコンテンツが少ない現状もありますので、ケース・バイ・ケースでバランスを見ながらでもよいのではないかと、今、日本で必要なコンテンツは、防災、観光、教育ではないかという御意見もございました。

また、具体的な活用モデルを提示するために、最後のポツですけれども、ジャパンサーチによる問題解決の成功事例を集めて、サクセスストーリーとして具体的な形で語られるとよいのではないかと御意見をいただきました。

14ページ目以降は、ワーキンググループの開催状況と構成員の名簿になります。

以上です。

○高野座長 御説明ありがとうございました。

ワーキングに参加された方は感じたと思いますが、いろいろな方が実践ないし新しいアイデアについての議論を活発にしてくださいました。それを何とか記録に残したいということで、矛盾しているものもあるかもしれませんが、それはそれとして、いろいろな意見をちゃんと記録にとどめておくのはすごく価値があるのではないかとということで、このように取りまとめる大変な作業をしていただきました。

いかがでしょうか。御意見ありましたらお願いします。

自分の提案は入っているかなと御確認いただいて、後でどうしても入れるべきだというものがあれば、追加で送っていただければ、また組み込むこともできると思います。

生貝さん、お願いします。

○生貝構成員 ありがとうございます。非常によくまとめていただいて、今、先生がおっしゃるとおり、後で何かあるかもしれないのですが、5ページ目の真ん中のところの③について。まさに今日の全体戦略ワーキングの意見をこの「制度的課題への対応について」というところで書いていただけるということなので、今、言っておこうかなと思いました。

今日、前半、著作権法の改正等を御紹介いただいて、大変重要な改正で、今回の改正、あるいはそれ以外のここ数年のデジタルアーカイブに関する著作権法改正の中で、ソフトローというものが改めて極めて重要になってきております。それはもちろん民間の様々な場所で協議をして作られたりするわけですが、法改正の議論の中でもかなり強調して申し上げたとおり、いわゆる社会全体にとって望ましいソフトローというのは、純粋に民間の協議だけで生まれてくることはまずもって難しいところです。そこに関して、ハードローの議論は、当然、所管等がございまして、そこでしっかりと議論をされているところで、そこでどう継続的にデジタルアーカイブの議論が行われるようにしていくのかというのはもちろん大事ではあるのですが、やはりソフトローは、関係者が協議して作るということが前提とされているところです。もしそこで予定されているソフトローがデジタルアーカイブの関係者によって協議されて作られるのであれば、このアーカイブジャパン実務者検討委員会が何らかの役割を果たさない理由は無いのだと思います。ぜひこのデジタルアーカイブの枠組み・制度の中で、様々な形で作られているこのソフトローによる解決、あるいはそのソフトローを作ることにどうコミットしていくのかということを重要な制度的課題として挙げていただくといいのではないかと思います。

さらに、知財本部全体の中でも、このソフトローの活用というのは、2021年の非常に大きなテーマとしても挙げられているところですので、まさに非営利セクター、あるいは文化セクターである我々がそれをどう活用していくのか、ぜひ大きなテーマとして上げていただきたいなと意見として申し上げます。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございます。重要なポイントだと思います。

今日、著作権課からの御説明にあった中でも、補償金をどういうふうに資金としてまとめていくのかとか、そこに不公平感がなくて、別に産業を潰すわけではなく、むしろ応援しようと思って進めている活動へとどう仕上げていくのか、非常に気になります。生貝さんも私も、その辺に関するいろいろな関連委員会に呼ばれてお会いすることが多いのですが、書籍の新しい検索サービスの在り方、それから、今だと、教育目的で使うSARTRAS（授業目的公衆送信補償金等管理協会）、教育目的で使うための著作物の取扱いなど、非常に似た枠組みの話が、今、社会実装されつつあることを感じます。このデジタルアーカイブを巡る議論でも、そういう社会の動きに呼応して、一緒に発展できるような意見を盛り込んでいければと思います。

○生貝構成員 今、まさに著作権に対するソフトローのことを申し上げたのですけれども、ソフトローで重要なのは、著作権だけでなく、今、数藤先生から御紹介いただいた肖像権ガイドラインというのは、まさに肖像権問題のソフトローによる解決そのものであるわけであります。ですから、今日あの取組みを取り上げていただいたことはすごく適切だと思いますし、あるいは、もっとほかのところ、著作権や肖像権以外にもソフトローによる解決ができる部分があるのかどうかというのも継続的に考える価値があるのだろうなと思います。

以上でございます。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

○渡邊構成員 渡邊です。発言よろしいでしょうか。

○高野座長 お願いします。

○渡邊構成員 今、共有していただいた取りまとめ自体がアイデアの宝庫だと思いますし、こういうふうにPDFでウェブサイトアップされているだけだと、活かされていない可能性もあるような気がするのです。今、ぱっと思いつくわけではないのですが、自由に編集や参照が可能な形で、もっとざくっと箇条書きしたようなものを多くの人が使えようなものとしてどこかに置いておくという手がとれないかなという気がします。それこそCC BYとかのライセンスで。

数藤先生が御紹介されたガイドラインについても、スタティックなものとしてどこかに置いてあるだと、いまいちコミットしていく感じがしないような気がして、それがもっとたくさん利活用されればいいのにと考えている意思と、今のところうまくマッチしていないという点があるのかなという気もするのです。先ほどの生貝先生のお話と何となくうっすらつながっているような意見の気もするのです。今、配っていただいた概要も、読み返して、これは私の発言だなと思うのですけれども、忘れていたりしますね。そういえば、私、こんなことを言ったよねみたいな感じで、フラッシュで浮かんだようなものが定着している文章だと思うのです。なので、多くの人自由参照したり、自分たちのプロジェクトに取り入れることができるような形でオープンにしたらどうかなという意見でした。

○高野座長 大変面白いと思います。これ自身をみんなが編集すると訳が分からなくなるかもしれないので、これとか、肖像権のガイドラインとか、幾つか別のガイドラインとかがちゃんと参照可能で、きちんとこの行のこの部分はどうではないのかと指摘して議論できる場所をまず作り、あるいはその人たちの固まりとして、もう一つ別の大きなドキュメントを作っていくという活動は大変意義があることだと思います。何かやり方を考えて実現できればと思います。

この文書の出口をどうしたらいいのかというのに悩んでいます。これまでは、きれいな報告書、何年バージョンのガイドラインとか言ってまとめようとかという話をしてきたのですが、そのためには取捨選択をせざるを得ない。そうすると、この面白さが半分ぐらい失われてしまうので、むしろ生で皆さんにぶつけるほうがそのアイデアが活性化するのではないかと。まさに今、渡邊さんがおっしゃるとおりのことを考えておりました。

○渡邊構成員 何となく最後が文章になってしまうとつまらない気がします。熱さが失われてしまうような気がします。ダイナミックな場所を作ればと思うのです。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

山崎さん。

○山崎構成員 私も今の渡邊先生に大賛成です。これを読んでみてすごく面白いなと思ったのです。これだけある中で対立された意見が入っているところもあるのですけれども、それもまた面白いですよね。多分、これは議論の種になっていくと思うので、これはこれで活かしたほうがいいのかなど。多少の整理が必要かもしれませんが、最終的にも結論が出ないものもあると思うのです。結論を出すのではなくて、この議論をするプロセス自体が今後のデジタルアーカイブの進展自体に役立っていくのではないのかなと思います。これは我々だけで議論するのではなくて、本当は、いろいろな方も含めて、こういう議論の種を用意したので、皆さんでやってくださいみたいな形になっていければ、参加型のデジタルアーカイブのプロセスになっていくのではないのかなと私も思いました。

ありがとうございました。

○高野座長 ブレスト議事録みたいなものがありましたね。ブレストログみたいな感じのものだと思うので、これをうまく活かしながら、それこそもう一回解凍して熱くしてみる。

ほかにいかがでしょうか。

北本さん。

○北本構成員 今回の渡邊先生の意見に追加ですけれども、これ自体をデータとして誰かがテキストマイニングしてくれると、どういう意見があるかが見えてくるかもしれないですね。見出しが結構固定的な形になっていますけれども、本当はおそらく多次元的なものでしょうから、そういったデータとして扱うのも一つのアプローチかなと私も思いました。

以上です。

○高野座長 リファクタリングしてみる。

ほかにいかがでしょうか。

細矢さん、お願いします。

○細矢構成員 ちょっと違う方向からなのですからけれども、この文章の中には「利用」「活用」「利活用」という言葉が何回も出てきますが、何をもって活用と見なすのかということについては、実は結構もやっとしているところがあるのです。多くの人が、ジャパンサーチは何にでも使えるけれども、何に使ったらいいか分からないというような困ったところも持ち合わせているようにも見えます。例えば、利活用の利用例とか活用例とかいったものを集積できるような場所を将来このアイデアと一緒に設けていくと、アイデアと実用化された実例みたいなものがリンクしていった面白いのではないかと思います。

○高野座長 ぜひそういう成長していくドキュメント。ドキュメントなのかも分かりませんね。ネット上の情報の新しいコンフィグレーション、そういうものに育てていければ。

杉本先生、どうですか。

○杉本構成員 ちょっとずれる話になるかもしれないのですけれども、いろいろなアイデアが書いてあって、先ほど予算の話があったですね。そこにも関係するのですけれども、例えば、今ここで直接、デジタルアーカイブを作っている機関が、外の機関、組織でもいいのですが、一緒にこんなことをやってみたというのが分かると、広がりが出てきて面白いかなと思うのです。それは、地方自治体でもいいし、民間でもいいと思うのです。もちろんNPOでも構わないです。そういうふうなものがあると、今のお話ともつながるかなと思うのです。ですから、どういうふうな使い方があります、それは物理的な場所を使って行った取組もあれば、純粋にネット上でやったものもありますというふうなものもあると思います。あるいは、今、実験的に使わせてほしいという申し込みがありますね。例えば、そういうふうなところでどんなことがされたかというものも事例としてどんどん見せていくようにすると、よりよいかと思うのです。

○高野座長 どうもありがとうございました。

多分、そういうつながりを作って最終的には実例までたどり着く、具体的なイベントの記録などにもたどり着いたり、今、生きているウェブ上のサービスにもたどり着いたり。そういう形で、ここが定義の議論などの混沌としたものから、実際にインスタンスへたどり着ける場所というのを作れたらいいですね。

○杉本構成員 そういうのが見られて、先ほどの渡邊先生の話と通じるかなと思うのですけれども、要は、付箋紙を貼っていくようなインターフェースでいろいろなものをぺたぺたとその上に重ねていけるとか。そういうふうなものでコミュニティを作っていければいいかなと思ったりします。

○高野座長 そのときに、ジャパンサーチを使うことがマストみたいになってしまうと、随分狭い話になってしまうので、むしろその議論全体のデジタルアーカイブ。ジャパンサーチももちろん使うだろうけれども、それ以外の部分で成立しているようなものも積極的に取り込んでくれば、この議論をちゃんと示せるし、ジャパンサーチを超えて社会実装すべきものというのもひよっとしたら見えてくるかもしれない。

○杉本構成員 ジャパンサーチのある種サービスの一つとして、そういうプロモーションのところも含めて考えていますというインターフェースができる、より広く捉えてもらえるのではないかと思います。

○高野座長 そういう活動の管理やフォーラム自身の成長を応援するのは、ジャパンサーチの一つの目的にもなりえますね。

○杉本構成員 それもいいかもしれない。

○高野座長 国立国会図書館とは相談しないで言っているのですけれども、いい話です。

○杉本構成員 ありがとうございます。

○高野座長 ほかによろしいですか。

多分、議論は尽きないので、これについても追加でいろいろ議論をいただきながらと考えています。

○事務局 この資料の流れですけれども、今日いただいた意見と先ほどのワーキンググループでの意見を反映させて、この後、メールベースになりますが、また皆さんに1回お送りさせて御意見を集約したいと思います。その後は、最終的には座長一任という形で決定させていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○高野座長 先ほど渡邊さんから御提案があったものをさらに柔軟に捉えて、どんな議論の仕組み、これから恒常的に、オンラインで全部集まらなくても継続可能な議論の場所をどう作っていったらいいか、こういういい仕掛けがあるよとか、そういうのをちょっとサジェスチョンいただいて、ドキュメントを育てる方法とともに、お示ししたいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

では、今日のところはこの議論はここまでということで。

(3) ジャパンサーチ戦略方針について

○高野座長

次は「ジャパンサーチ戦略方針について」。こちらは、徳原さん、御説明いただけますか。よろしく願いします。

○国立国会図書館 国立国会図書館の徳原です。

戦略方針(案)の説明をさせていただく前に、参考資料1をご覧ください。これまでSlackを使った意見交換や会議の場だとなかなか意見が出てこないところ、先ほど知財事務局さんから説明があった資料4のワーキングの意見概要にはSlackでの御発言も抽出されているのですが、やはりSlackだけだとなかなか厳しかったところもあり、7月の末に2日にわたって、皆様御協力のもと、非公式のブレスト、つまり有志会合を実施しましたので、その紹介を先に少しだけさせていただきます。

有志会合では、付箋を貼っていろいろな意見出しをしてもらいました。3つのテーマを設定して、議論を行いました。オンラインのホワイトボードにみんなで付箋をぺたぺた貼り

ながら、「もし人的、財政的、さらに著作権の問題がなかったら、デジタルアーカイブで何がしたいですか、何が実現できますか」といったことを皆さんで議論していただきました。続きまして、「10年後、ジャパンサーチはどうなっていますか」というテーマで議論してもらいました。戦略方針自体は5年間を想定していますけれども、もうちょっと大きな話をしようということで、10年後にジャパンサーチはどうなっていると思いますかという話をしてもらいました。ユーザーならぬジャパンサーチャーが生まれるとか、なりたい職業ランキングの上位になっているといったご意見など出ました。最後に、「そもそも自らの組織、もしくは先生方で、ジャパンサーチのために何かできますか」といったことをお尋ねして、ご意見を述べていただきました。

こういったことを2回行い、ここで出た主な意見を参考資料としてつけてございます。今回、これまでの会議での御議論、そしてこの有志会合での御議論を踏まえてジャパンサーチ戦略方針（案）を作りました。参考資料1については、あとで御確認いただければと思います。

では、資料5のジャパンサーチの戦略方針（案）についてです。メインの対象期間を示したほうがよいという御意見がありましたので、2021-2025としております。

戦略方針の「キーワード」は、デジタルアーカイブが日々の生活の中で占める割合が増加するというところで、日常化とかコモディティ化といったところがキーワードになるだろうとの御意見もありましたところ、それをキーワードに設定しております。

続いて「ミッション」です。新しい情報技術とアーカイブ連携を通じて、日本の文化的・学術的コンテンツの発見可能性を高めること、それらを活用しやすい基盤を提供すること、こうした取組によって誰もが日常的にデジタルアーカイブを使える豊かな創造的社会を実現します、という案をお示ししております。こちらは、デジタルアーカイブ、デジタルといっても様々な分野等あるだろうというところ、「文化的・学術的」といった言葉はやはりあったほうがよいという御意見を受けて入れております。ただ、前回のときに、あまり「文化」を強調し過ぎないほうがいいのかといった御意見もありましたので、それに関しましては、ここ以外には出てこないよう、ミッションだけ「文化」を出すという形で整理させていただいております。

続きまして、「3つの価値」です。こちらについては、そもそも戦略方針は、目指しているデジタルアーカイブ社会の実現といったもののイメージ、方向性を注入する必要があるのではないかといった御意見がありましたところ、最初に3つの価値というものを説明して、あとはEuropeanaの4つの柱みたいなものもあるといいということで、4つのアクションとしてその後ろにつけたという形で、全体の構成を3つと4つというところでまとめております。

3つの価値につきましては、デジタルアーカイブの役割を示すということで、座長と相談して整理をさせていただいております。

1つ目が「記録・記憶の継承と再構築」。こちらは、いわゆるデジタルアーカイブのデ

一タがどういう役割を示すかといったようなことからまとめている役割、価値になります。一つ一つ読み上げることはしませんけれども、内容としては、そういったデータに関すること。過去から現在、未来への継承。リアルなもの、アナログなものも含め全部デジタルな空間で作っていく。さらにそれを再構築していくということ。それから、様々な情報を関連づけて整理することができる。付加情報をもろもろつけていくことができること。

2つの目の価値は、「コミュニティを支える共通知識基盤」に注目しています。コミュニティに共通する知識体系というものを、デジタルアーカイブによって、人が考え、学び、議論するときに日常的に利用できる基盤を提供するという役割です。

2ポツ目に関しましては、様々な人が自分の発見や思想をコンテンツのキュレーションというやり方によって新しいコミュニケーションツールといったものを生み出すという役割。

それから、コミュニティが持つ知識体系を活用されて、いろいろ学びながら遊び、遊びながら学びといったことが可能になりますし、それ自体が次につながる、次世代に伝わるコミュニティ価値観を生み出すといった役割。

3つ目の価値は「新たな社会ネットワークの形成」としてしています。コミュニティを継続するというだけでなく、他分野の方の地域、特に国内外とそれぞれ交流することによってかなり広範な知識基盤を構築すること。それから、コミュニティ間のコンテンツ交流が生まれて新しいアイデアや価値が創造されるということ。広がりが出てくること。

これらを3つの価値というふうにまとめています。

続きまして、「4つのアクション」です。これはEuropeanaの戦略方針をまねしているものではあるのですが、捉え方が全く違う形でまとめています。内容としては、先ほどの資料4で様々出た議論をまとめた形にもなっております。様々なレイヤーに様々な形で「支える」「伝える」「拡げる」「挑む」ということがあると思うのですが、一部分のこれについてだけ支えるとかではなくて、支えるということをキーワードに、こういうことも支えよう、これも支えようみたいな形で、実は「支える」も「伝える」も「拡げる」もどこでも当てはまる部分が正直あるのですが、ただ、ここの「支える」は、アーカイブ機関も支えるけれども、様々な体験をする活用者も支えるし、あと、システムだけではなくて人もつなぐし、長期保存という観点で、消滅する危機のあるところへの支援も何かしら入れてほしいということで、「消滅の危機にある優良なデジタルアーカイブを支えます」といった言葉も入れてあります。

ただ、「支えます」なので、念のため補足しておくとして、国立国会図書館が、では全部保存してくれるのかといった議論になる可能性もあるのかもしれないのですが、それに関しては、みんなで支えるというところで、どう支えていくか、みんなで議論できる場を作り出すといった意味がありまして、様々な意味を込めた形を考えてこの言葉にしております。

「伝える」の部分は、もちろん、デジタルアーカイブ自体をジャパンサーチは集約して

整理して未来に伝えていくのだよということもありますし、あと、コミュニティにデジタルアーカイブの活用方法自体を伝えるといったこともあります。

3つ目の「アーカイブ機関のデジタルアーカイブ構築・連携に必要な情報を共有します」というのは、本当は「支える」の部分もあるのかもしれないのですが、いろいろな情報を共有していくよと。デジタルアーカイブだけではなくて、デジタルアーカイブ周辺情報もみんなで伝えていきましょうといったことを盛り込みたかったというので入れました。

それから、ギャラリー等で連携デジタルコンテンツの魅力を伝えるとか、ジャパンサーチとかデジタルコンテンツの魅力をSNS等で伝える。これはジャパンサーチの運営者としての役割だけではなく、今は国立国会図書館を中心にやっている部分はあるのですが、これは連携機関の方々にももちろん発信してもらいたいし、ジャパンサーチの機能を使って様々な個人の方のコミュニティが発信するといったことも全て込みの形で考えています。

「拡げる」は、資料のデジタル化を推進して、様々なコンテンツがデジタル空間を充実していくといいなといったこと。それから、人材育成とか、ファン自体、仲間を広げていくといった話。それから、日本の魅力もそうなのですが、地域に関して注目していくよといったことをここに発信して盛り込みたいといったことを入れてあります。また、「オープンな」はぜひ入れてほしいといったことがありましたので、入れてありますが、一方で、「オープンな」だけだとなかなか発信しづらいところもあるだろうということで、サムネイル画像URLがあり、利用条件が整備されたメタデータといったものも広げていけたらといったところで、下2つは具体的に連携基準となるようなことが書いてあります。

最後に「挑む」です。これは、チャレンジ精神を忘れたくないというので入れてありますが、様々な新しい技術も駆使しながら、デジタルアーカイブはこんな使い方ができるよねといった形を示していきたい。また、新しいコミュニティネットワークというものが構築されるといいねという御意見がありましたので、最後に入れてあります。

アクションの下は、デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会の決定であることを示した上で、その構成員である機関名を列挙することで、一体感があってよいだろうということで、ここに全て入れてみました。

最後に「上記取組の賛同者」については、まだこれから連携機関の方々にもお諮りして入れなければいけないので、これについては、一旦、この実務者検討委員会の場でこの方針が決まりましたら、その後、連携機関の方々にもこの方針を示して、それでみんなで具体的にどういうことができるか、どういうことがしたいかというものを連携機関も含めていろいろ考えていく場を作り、5年間のマイルストーンをさらに、年内に詳細化していければいいのではないかと考えています。

なお、前回御議論いただいたときには、「コレクションポリシー」に関するものも戦略方針に含めることで考えていたのですが、戦略方針とは切り離れたほうがい

うという御意見をいただいたところ、今回の案では、切り離すことにしました。

説明は以上になります。

○高野座長 どうもありがとうございました。

資料4と資料5の関係を言うと、資料4は、活発に議論いただいたいろいろな観点を漏らさずに残しておきたいという意図です。けれども、意味がある議論がここで行われたり、ある種の価値については、同意している人たちがここにいるぞ、あるいは固まりがあるぞということを外に対してアピールしたいということで、資料4を抽象度が高く、見た人がインスパイアされる、こんないいことをやっているのだねということが分かるようにまとめたものが資料5です。個別の議論ではなく、ある種、因数分解ではないけれども、3×4の立体みたいな形で提示したいということです。最初は大切なことをずらっと7つ並べる案もあったのですが、それでは誰も最後までたどり着かないだろうということで、3つと4つに分けて、種類の違う軸で整理するというアイデアです。

個々のワーディングについては、多分、いろいろな御意見があると思います。ぜひ忌憚のない御意見をお願いします。どうでしょうか。

渡邊さん、どうぞ。

○渡邊構成員 チャットでも書いたのですが、何となく手控えている感じがするのです。最初のキャッチフレーズもそうですし、ミッションもそうなのですが、私ども、デジタルアーカイブでございませうが、日常に入れてもらえませんかという感じのキャッチフレーズに見えるのです。どちらかというともっとチャレンジングにしたらどうか。今、後藤先生からも賛同いただいていますけれども、キャッチフレーズを「デジタルアーカイブを日常にする」、日常化の「化」という字を取るだけでもうちょっとメッセージが強くなると思うのです。

スマホがまさに日常だし、今、コロナが日常ですけれども、生活のいろいろな局面に何となくふわっとします。スマホはポジティブな例で、コロナはネガティブな例かもしれませんが、朝起きて夜寝るまでコロナのことをちょっとずつ意識して生活しているわけで、コロナが日常化したわけではなくて、コロナが日常になっているというような表現のほうが刺さるような気がします。

なので、「ミッション」のところも、誰もが日常的にデジタルアーカイブを使えるというよりは、デジタルアーカイブが日常に溶け込んでいるとか、そういう表現に踏み込んだほうが、以降の様々な価値とかアクションのところとひもづけられて強く心に届くものになるのではないかと思います。

○高野座長 「日常にする」はいいですね。

ほかにいかがでしょうか。

山崎さん。

○山崎構成員 アクションのところですが、多分、徳原さんも迷ったと思うのですが、「支える」と「拡げる」の部分の分け方をもう少し考えたほうがいいかなと。逆な面

もあるのではないのでしょうか。

例えば、【4つのアクション】の◆支える◆の1ポツの「学び・遊びの場でデジタルコンテンツを使った体験をできるようにします」というのは、拡げるイメージがある。逆に、◆拡げる◆2ポツの「デジタルアーカイブを活かせる人材を育てて」などというのは、支えるようなイメージがある。この2つの言葉に関しては、読んでいて多少違和感があったのです。ここは中身というより言葉の整理の問題なので、そこをもうちょっと工夫していただければいいのかなと。

あと、「拡げる」のところは、突然「サムネイル画像」という言葉から始まって、これは何だという話になって、幾ら何でも細か過ぎるのではないかと。もうちょっと表現や言葉の粒度をもう少しそろえるならそろえてしまったほうがいい。具体的なことを書くのであれば具体的なことを書けばいいし、そうでないのであれば、もうちょっと包括的な言葉を使われるとかしたほうが受けとめやすいのかなとは思いました。

○高野座長 最初、このレベルの内容から始まったのですけれども、おっしゃるように、こういうふうに抽象的にまとめると決めたのだから、その抽象度はできるだけそろった印象を与えるように言葉なり表現を変えていければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

生貝さん。

○生貝構成員 ありがとうございます。非常に重要な内容で、全体的に非常に望ましい方向かと思ったのですけれども、1個だけすごく抽象的なことになるのですが。

読んでいて、最近言われるところのデジタイゼーションとデジタルライゼーションで言ったら、デジタイゼーションの色が強いなという感じはします。そういうふうに言ったときに、スペシフィックに言うと、ぜひどこかに「デジタルトランスフォーメーション (DX)」という言葉を入れてほしいなという感じはいたします。

さらに特定して言うのであれば、まさに社会全体のデジタルトランスフォーメーションのイネーブラーでありますとか、それを実現するためのカタリストになりますとか、そういったことを入れてほしいなという気がしています。

最初に塩原参事官がおっしゃっていただいたようなデジタル庁の文脈というところもまさにすぐ近くにはあるというところとの関わりもあるのですけれども、何かというと、やはりアフターコロナでもデジタル化の流れは戻らないですし、それは教育でも学びでもそうであるといったときに、デジタルで豊富な知識、学術、文化に触れられる、使いやすい、学びやすい環境を作るということは、まさにそれらを支えるための知識基盤、プラットフォームを作ることにほかならないわけであります。

具体的なアプリケーションとして、最初の4つのアクションのところで「学び」というのを挙げていただいたり、それ以外でも様々な日常シーンでのアクセスを高めていくということと、多分、中身自体はすごく共通していると思うのですけれども、社会全体がまさにデジタル前提になっていることの中で、一番重要な基盤の知識の部分を作っていくのだ

と。そのことをぜひ強調していただきたいなと思います。

もう一つは、DXに関連して、これを入れるのか自体が議論になりえるところだと思うのですが、カルチュラルインスティテュートのDXのようなことも、少し入れてもいいのではないかなという気がいたします。

○高野座長 我々の社会を支えていた組織全体のDXなども支援していくというのもありかもしれませんね。

ほかにいかがでしょうか。

○杉本構成員 アクションのほうで「消滅の危機にある優良なデジタルアーカイブを支えます」というのは、ちょっとネガティブな響きがあるなと。もう少しポジティブな響きに変えられないかなという感じはするのです。もちろん、言いたいことは分かるし、そのとおりではあるのですが、で、「消滅の危機」というのと「優良な」というのは両方ともちょっときつい言葉だなという感じがしました。

それと、先ほどの生貝さんの話にちょっと関連するかと思うのですが、いわゆる資料のデジタル化という話と、デジタルトランスフォーメーションというか、世の中はデジタルがベースになっている、その中でのアーカイブという話というのがちょっと違うニュアンスがあると思うのです。それで「挑む」というのがアクションの最後のところにカテゴリとしてあるのですが、そこの中に、世の中が既にデジタルベースになっているから、その中でのアーカイブというのを考えていく。それは、基本的に全てがオープンデジタルであると。その世界の中でのアクションとしての挑んでいくことというのが表せられればいいのではないかなと思うのです。

○高野座長 どうもありがとうございます。

後藤さん、お願いします。

○後藤構成員 後藤です。

全体に文章自体が、ジャパンサーチが外に発信していくという構造になっているのですが、ジャパンサーチをどうにかするみたいのところもこの文章の中には混ざっているのではないかなと思うことがあります。

例えば、【3つの価値】のところ「コミュニティを支える共通知識基盤」というのがあるのですが、一方で「コミュニティが支える知識基盤」というのも考え方としては重要なのではないかなと思うのです。特にデジタルアーカイブの個々の実務者検討委員会の大きな枠組みで言うと、単にジャパンサーチが何かを支えるとかというだけではなくて、我々全体が共通知識基盤を作る側にあるのだと。それは別に機関にいる人間だけではなくて、例えば、使う側がキュレーションしたら、そのキュレーションの結果が残っていて、それが知識基盤になっていくというモデルもあるわけですから、そういうところも含めて入っていくような文章というのがいいのかなと思います。「コミュニティを」と「コミュ

ニティが」がここはうまく入るといいなというところ。

【4つのアクション】のところも、例えば、先ほどの「支える」ではなくて、恐らく「支え合う」という言い方になるのではないかと。お互いがお互い、共通基盤とか、それぞれが、もしくはユーザーと機関、ユーザーとユーザー同士が支え合うような構造というのがここに入るのが大事だし、「伝える」も、多分「伝え合う」だと思うのです。それぞれがお互いに一方的に伝えるだけではなくて、両方で伝え合うような話にしていくのが大事だと思います。「拡げる」も「拡げ合う」と言っているのかどうかは。「挑む」は「挑む」かなとちょっと思っていたのですけれども。

なので、3つの相互の連携みたいなものがあって、全体に挑むみたいな構造になると、アーカイブ社会というか、日常みたいなところが見えてきて面白いかなと思いました。

以上です。

○高野座長 ちょっと補足すると、最初の3つの価値は、ジャパンサーチスペシフィックではないのです。ジャパンサーチに限定せず、デジタルアーカイブに何か価値があるとするれば、こういうものではないか、こういうものをみんなで実現していかなければいけないのではないかというのが前半です。

とは言え、何をやるかはっきり書いていないのは無責任なので、後ろの4つは、ジャパンサーチが取り組む軸みたいな、活動の軸というふうにして一応整理しています。多分、そこが見えにくいですね。

○後藤構成員 ユーザーと作る側との相互関係みたいなものが見えるとうれしいなと思います。

以上です。

○高野座長 では、北本さん、お願いします。

○北本構成員 分かりやすくまとめていただいているとは思いますが、デジタルアーカイブを日常化するか、あるいは日常とする、どちらであっても、これは挑戦的なメッセージだと思うのです。その割に「挑む」のところは少なく、無理やり2つ入れたような感じです。どちらかというと、この「挑む」のところは、日常的か、あるいは日常にするために何に挑まなければいけないかというところをちゃんと書かなければいけないと思うのです。そうでないと、どうやれば日常になるのかということが、全体を読んでもはっきり分からない。ですので、4つのアクションというのがちょっと難しければ、先ほど重なるというコメントもあったので、3つのアクションぐらいに減らすというのもあり得ると思いますけれども、そうであっても、その「挑む」というところは、何に挑まないか日常にならないのかということをはきちんと明示するのがいいのかなと思いました。具体的に何を書けというのはないのですけれども。

以上です。

○高野座長 ジャパンサーチというサービスが、社会のいろいろなものを変えていく反応

のための触媒なのか、反応母体なのか分からないけれども、パタパタっと変えていくみたいな、そういうものも書いたほうがよいですね。

○北本構成員 そうですね。

○高野座長 これまでつながっていないコミュニティ同士をつなぐのだから云々と。

○北本構成員 現在から5年後、10年後となったときに、何が変わるのだろうかというところを想像して、それと現在との差分が多分議論になるのだと思います。

○高野座長 わかりました。

では、お待たせしました。室屋さん、お願いします。

○室屋構成員 2つありまして、1つは、先ほども御発言の中にあっただかと思うのですが、「支える」の「消滅の危機にある」というところが私もやはり気になりました。消滅の危機にあるものも、あるのかもしれないですけども、来年予算がなくなってしまうとかというのはあるかもしれないですけども、それよりも、多分、日本に多く存在するのは、世に出ていない小さなアーカイブとかだと思うので、そういうところをもうちょっとすくい上げられるような言葉のほうが今の時点ではふさわしいのではないかなとちょっと思いました。世に出ていない優良なデジタルアーカイブを支えますというか、もうちょっとそういう方向だと少しポジティブになるかなということが1つ目です。

もう一つは、先ほど徳原さんの御説明の中に、著作権にちょっと配慮したようなくだりがありましたけれども、「拡げる」の4つ目の「利用条件が整備されたメタデータを増やします」というのが、もしオープンソース、オープンなライセンスに対して「利用条件が整備された」という言葉を使っているのであれば、逆に、もうちょっと明確に、著作権のあるものというか、ソフトローではなくてハードローのほうが、守られているものに対する表現のほうがいいのではないかと、国立美術館としては思います。やはり著作権で守られている作品を多く持っているところですので、そういうところの直接的表現のほうがありがたいかなというところもあります。

以上です。

○高野座長 守るべきものを守っているという感じですね。

○室屋構成員 そうですね。守るべきものは守っていこうと。リスペクト。この間のプレストのときにもちょっと言いましたけれども、やはり作った人に対するリスペクトを持つということはとても大切なことだし、それは、例えばこれからジャパンサーチを通していろいろなコンテンツが作られていったときに、自分たちもまたリスペクトされる側になるわけなので、そういういい意味での循環を作っていくことは大切なのではないかと思いました。

○高野座長 どうもありがとうございます。

○高野座長 では、大向さん、どうぞ。

○大向構成員 すみません。チャットに書いてしまったのですけれども。

ジャパンサーチの戦略やアクションプランといったときに、例えばコンテンツを増やし

ますというのは、既にあるものをもっとたくさんかき集めるという点でジャパンサーチとして直接実行できるアクションですけれども、オープンではないものをオープンにしますみたいなことは、どちらかというところ、デジタルアーカイブジャパンとしてやらなければいけないアクションなのかなと。もしかすると表現のあやかもかもしれませんけれども、それぞれを区別して見ていくことで、より具体的にとれるアクションが明確になっていくのではないかと思います。

○高野座長 どうもありがとうございます。

確かに、デジタルアーカイブジャパンと名乗って何か文章を出していただくだけで訴求力があるのかというのはちょっと分からないというのがあるのです。それで、今、整理としてはこういう感じになっているのですけれども、本来、日本におけるデジタルアーカイブの方向性はこうあるべきだよ、こういうところをゴールにしてやっていくと社会のDXが本当の意味で支援されていく。今の活動がデジタルに置き換わっただけをDXと呼ぶのではなくて、ちゃんと歴史的に私たちが引きずってきて、あるいは文化を作るのに活発に使われた情報こそがDXされていかなければ、デジタルを使う教育活動に組み込まれていかなければ、そんなDXはないほうが良いというぐらいに思っている人たちもいないわけではない。

その接合みたいなものですかね。過去からいろいろな形で我々が受け継いできている記録、所蔵資料、収蔵品と、これから私たちが作っていく、あるいは、今、社会が日常的に活動していることとをつなぐことなのだと思いますが、それを言いたいところですね。

この後、どうまとめていけるか、ちょっと自信がなくなってきましたが。

○渡邊構成員 すみません。1ついいですか。

チャット欄で盛り上がっていますが、「挑む」のところは2つ取ってつけたようになっているという話が先ほどあった。チャレンジングなものにするのであれば、例えば、何で今、デジタルアーカイブは日常になっていないのかということを考えて、それらをどう変えていくのかということのを最後につけると、マイケルジャクソンの「Man in the mirror」ではないのですけれども、最後に強いメッセージを未来に放るようにならざるを得ないと思います。そこは、実はいろいろ素朴に書けるのではないかなというのが今の直感です。

○高野座長 ジャパンサーチとしてのチャレンジを書くのですね。

○渡邊構成員 はい。

○高野座長 国立国会図書館として、ここに書くと約束したことになるのではないかみたいな躊躇いが、無意識に出ているのかもしれない。だから、この文書はそうではなくて、この委員会として、「いろいろな背景をもつ委員たちはこんなふうになっている。ジャパンサーチという球ができたので、これをこちらの方向に投げたりぶつけることによって、社会がこういうふうになるよ。そういう道具として使っていこうではないか」という宣言みたいな位置づけ。ジャパンサーチを運営している本体ではあるが、ある意味、サービス運営者からは一歩引いている立場のこの委員会が、ジャパンサーチを何とか後押しするということにつなげたいという意図です。

この後うまくまとめられるか分かりませんが、皆様から、今日のような議論をどんどん追加でいただいて、一応この方向で進めたいと思います。項目数は変わるかもしれませんが、こういう方向で、社会全体はこのようにトランスフォームしていくべし、それにデジタルアーカイブというのは非常にエッセンシャルな役割を果たしますという部分。それから、ジャパンサーチという具体的なサービスをこのように伸ばしていくことによって、前半で期待していることのかなりの部分は推進できるとアピールしたいと思います。引き続きフィードバックをいただきながらまとめることでよろしいでしょうか。

○事務局 そうですね。この戦略方針についても、今日の意見を踏まえて当戦略方針をブラッシュアップして、皆さんに再確認をして、最後は座長一任で、なるべく迅速に作っていただきたいと考えていますが、もしかしたら、こちらのほうは一度でなくて二度、三度やり取りすることになるかもしれませんが、それは煮詰まり方を見ながら御相談させていただきたいと思います。

(4) その他

○高野座長 では、予定の時間も過ぎていきますので、最後の項目です。

これは連絡ですか。知財事務局と国立国会図書館から報告が1点ずつございます。よろしくをお願いします。

○事務局 資料6になります。時間を過ぎていきますので、手短に。

現在の実務者検討委員会と親会の設置根拠になるのですが、2ページ目の下、実務者検討委員会の名簿のところ、構成員の方の所属の変更と総務省の担当課の変更がありましたので、そこだけ修正をさせていただきたいと思っております。本文の変更はございません。ここだけの変更になりますので、この場での承認をもって改定という形にしたいと思っております。

資料7は、ワーキンググループの構成員名簿が最後についております。こちらと同じように構成員の一部変更になります。こちらは基本的には座長決定になりますので、この場で御承認いただいたことをもって座長決定とさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○高野座長 よろしいでしょうか。

では、進めさせていただきます。もう一件をお願いします。

○国立国会図書館 国立国会図書館の奥村です。手短に報告させていただきます。

先週の8月25日にジャパンサーチの正式版公開から1年を迎えまして、それを契機に、ジャパンサーチのトップ画像をマイナーチェンジしましたので、御報告させていただきます。コンセプトとしましては、ユーザーにとってより使いやすく、より分かりやすくを目指しまして、利用目的に沿って情報のナビゲーションを新たにカード形式で示すデザインとなっております。左側のところには、それぞれ教育や商用目的で自由に利用できる資料

でありますとか、あと、ウェブ上で閲覧できる資料をそれぞれカード形式で配置しております。

あと、ギャラリーの入口もあります。また、先ほどの先生方からのお話にもありましたけれども、利活用事例が非常に見つかりにくい配置になっていましたので、上のほうに持ってきました。

さらに2列目のところは、連携機関一覧に加えて、最近、連携した機関を紹介させていただいています。ここは変化がある列になります。

さらに一番下のフッターのところでは、左から、ギャラリー、データベースの一覧にアクセスする入口、テーマ別検索、一番右端には施設・機関の一覧につながる入口を設けております。

何か御意見ありましたら、今の時間でもいいですし、この会議後でもいいですので、いただければと思います。

以上です。

閉会

○高野座長 どうもありがとうございました。

以上で、今日予定しておりました議事は全て終了しました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

次回は、ジャパンサーチのワーキンググループ4回目を予定しておりますが、第三四半期をめどに開催を予定しております。スケジュール等は、また御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○高野座長 では、皆様、御多用のところ、長時間の議論をありがとうございました。

本日の会議はこれで終わります。ありがとうございました。